

第2次草津市自殺対策行動計画

～自殺ゼロを目指して～

草津市

はじめに

「かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現」、それが私たちの目標です。

近年、わが国の自殺者数は減少傾向にありますが、毎年自殺者は2万人を超えており、非常事態がまだ続いていると言わざるを得ません。本市においても、毎年10人を超える方の尊い命が自殺によって失われているという現実があります。



自殺はその多くが、健康問題や経済・生活問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死と言われています。自殺を個人の問題とするのではなく、社会全体の問題として捉え、一人ひとりの生活を守るという社会の適切な支援によって、多くの自殺は防ぐことができると考えられます。

こうしたことから、国では、平成29年度に自殺総合対策大綱が見直され、県においても、滋賀県自殺対策計画が策定されています。本市においては、平成26年2月に草津市自殺対策行動計画を策定し、「かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現」に向け、自殺対策を推進してまいりました。このたび、計画期間の終期を迎えることから、現計画の評価、現状分析を踏まえ、計画の見直しを行い、これまでの取組をさらに強化・推進する「第2次草津市自殺対策行動計画(平成31年度～平成35年度)」を策定しました。今後は、新たな計画に基づき、引き続き「かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現」を目指し、市民、地域や職場、教育機関や関係機関・民間団体と行政がこれまで以上に連携し、自殺対策を総合的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を頂きました「草津市自殺対策推進会議」の皆様をはじめ、関係各位に深く感謝し、お礼を申し上げますとともに、引き続き、計画の実現に向けて御支援、御協力いただきますようお願い申し上げます。

平成31年3月

草津市長 **橋川 渉**

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
2 計画の位置づけ	- 2 -
3 計画の数値目標	- 2 -
4 計画の期間	- 3 -
第2章 草津市の現況	- 4 -
1 自殺の現状	- 4 -
(1) 自殺者数の推移	- 4 -
(2) 性別、年齢階級別状況	- 5 -
(3) 原因・動機別状況	- 6 -
(4) 職業別状況	- 7 -
(5) 自殺未遂歴の状況	- 7 -
(6) 死因順位別にみた年齢階級別死因割合	- 7 -
2 自殺を取り巻く実態	- 8 -
(1) 雇用情勢	- 8 -
(2) 自殺対策に関する普及啓発の取組	- 8 -
(3) 人材養成の取組	- 9 -
(4) 相談支援の状況	- 9 -
(5) 自殺未遂者支援の状況	- 10 -
(6) 自殺対策の推進体制	- 11 -
第3章 第1次草津市自殺対策行動計画の取組と評価	- 13 -
1 第1次草津市自殺対策行動計画の概要	- 13 -
(1) 計画期間	- 13 -
(2) 基本目標	- 13 -
(3) 基本認識	- 13 -
(4) 基本方針と基本施策	- 13 -
2 基本方針ごとの評価と方向性	- 14 -
3 基本施策ごとの評価と方向性	- 16 -
第4章 計画の基本的な方向	- 25 -
1 基本目標	- 25 -
2 基本認識	- 25 -
3 基本方針	- 27 -
4 施策の体系	- 29 -
5 施策の展開	- 30 -

第5章 推進に向けて.....	- 38 -
1 自殺対策の推進における各主体の役割.....	- 38 -
(1) 市民・家庭の役割.....	- 38 -
(2) 教育機関の役割.....	- 38 -
(3) 地域の役割.....	- 38 -
(4) 職場・企業の役割.....	- 38 -
(5) 関係機関・民間団体の役割.....	- 39 -
(6) 行政の役割.....	- 39 -
2 計画の推進体制.....	- 39 -
(1) 草津市自殺対策推進会議.....	- 39 -
(2) 草津市自殺対策関係課会議.....	- 40 -
資料.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、国をあげて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向にあります。平成29年の自殺者は2万人を超えており、非常事態はいまだ続いています。20歳未満の自殺死亡率が横ばいであることや20歳代や30歳代における死因の第1位が自殺であること等、かけがえのない多くの命が、自殺に追い込まれている状況があります。

これらを受けて、国では、平成29年度に、**自殺総合対策大綱**が見直され、県においても、**滋賀県自殺対策計画**が策定されています。

本市においては、毎年20人を超える自殺者がある状況を踏まえ、平成26年に**草津市自殺対策行動計画**（平成26年度～平成30年度）を策定し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方向を定め、様々な分野の関係機関や団体との連携、協働により、自殺ゼロを目指した取組を進めてまいりました。

本市においても近年自殺者数は減少傾向にあるものの、毎年10人を超える方の命が自殺によって失われていることから、現計画の評価、現状分析を行うとともに、国や県において示された新たな基本方針および施策の拡充内容との整合性を図り、**自殺対策基本法**による市町村自殺対策計画として「**第2次草津市自殺対策行動計画**」を策定します。

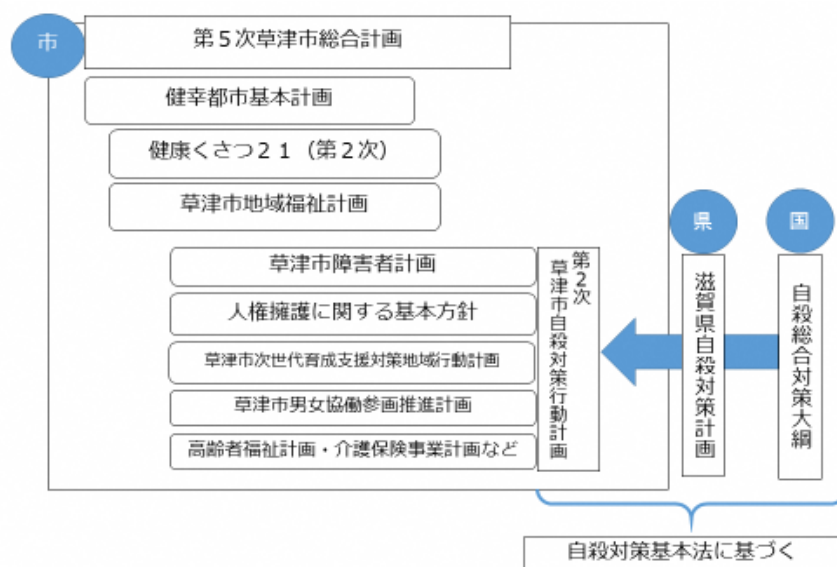
◆第1章 計画の概要◆

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、本市の自殺対策を推進するための行動計画として策定するものです。

また、「第5次草津市総合計画」をはじめ、「健幸都市基本計画」や、「健康くさつ21（第2次）」等、関連する他の計画と連携を図りながら総合的に自殺対策を推進します。

「草津市自殺対策行動計画」と他の計画との関連図



3 計画の数値目標

本市は、市民一人ひとりの尊いいのちが自死という形で失われることのないよう、自殺者数ゼロを目指し、目標年度として以下のとおり取り組みます。

		現状	目標値
草津市自殺対策行動計画 (市)		平成29年 自殺者数 13人 自殺死亡率 9.8	平成35年(2023年) 自殺死亡率 5.6以下
参考	自殺総合対策大綱 (国) ※	平成27年 自殺死亡率 18.5	平成38年(2026年) 自殺死亡率 13.0以下
	滋賀県自殺対策計画 (県) ※	平成27年 自殺死亡率 17.4	平成34年(2022年) 自殺死亡率 14.8以下

※出典：平成29年7月自殺総合対策大綱、平成30年3月滋賀県自殺対策計画

自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

4 計画の期間

平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間とします。

なお、国の法律や制度の見直し、社会経済情勢の変化に応じて、必要な見直しを行います。

		H26 (2014)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
国	H18 ●自殺対策基本法		●自殺対策基本法改正		第13条第2項に市町村自殺対策計画の作成が義務付けられる						
	H19 ●自殺総合対策大綱			●自殺総合対策大綱の見直し							
県					滋賀県自殺対策計画						
市		第1次草津市自殺対策行動計画									
					計画策定	第2次草津市自殺対策行動計画					

第2章 草津市の現況

本市における自殺者数は、平成27年度までは20人前後でしたが、平成28年以降10数人にまで減少しています。

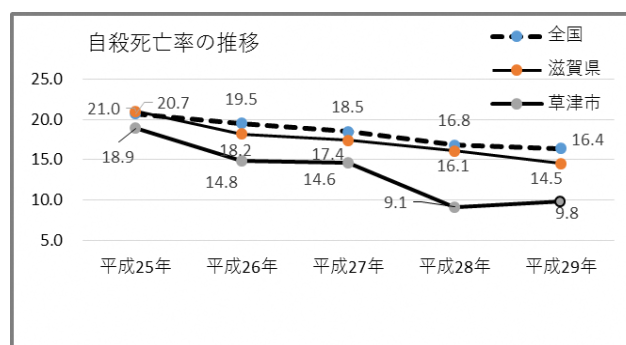
自殺の原因としては、失業、事業不振、負債等の経済・生活の問題のほか、病気等の健康問題、被虐待、人間関係、進路、就職の問題等が複雑に関係し、個人の問題として片づけられない社会的な要因がその背景にあるといわれています。

この問題の解決にあたっては、様々な分野の団体や関係機関との連携、協働により総合的に取り組んでいくことが必要です。

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

平成25年から平成29年の自殺者数は、減少しています。平成28年においては、近年最少の12人となっています。国・県と比較すると自殺死亡率は低い状況です。



資料：人口動態統計、草津市の人口・世帯数の推移、死亡小票

<自殺者数の推移>

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
草津市	人口（千人）	126.9	128.6	130.0	131.3	132.6
	自殺者数	24	19	19	12	13
	自殺死亡率	18.9	14.8	14.6	9.1	9.8
全国	人口（千人）	125,704	125,431	125,319	125,020	124,648
	自殺者数	26,063	24,417	23,152	21,017	20,465
	自殺死亡率	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4
滋賀県	人口（千人）	1,397	1,397	1,393	1,392	1,390
	自殺者数	293	254	242	224	202
	自殺死亡率	21.0	18.2	17.4	16.1	14.5

資料：厚生労働省人口動態統計、草津市については、市民課「草津市の人口・世帯数の移動状況」と草津市死亡小票より作成
 （草津市死亡小票とは、住民票のある草津市民を対象にした統計を示しています。）

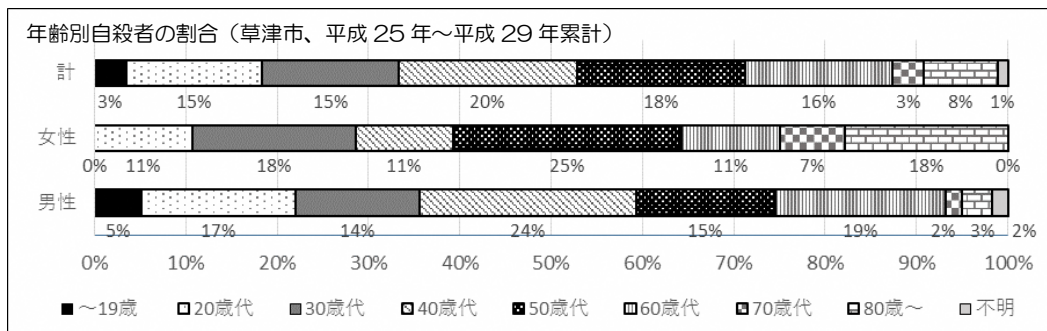
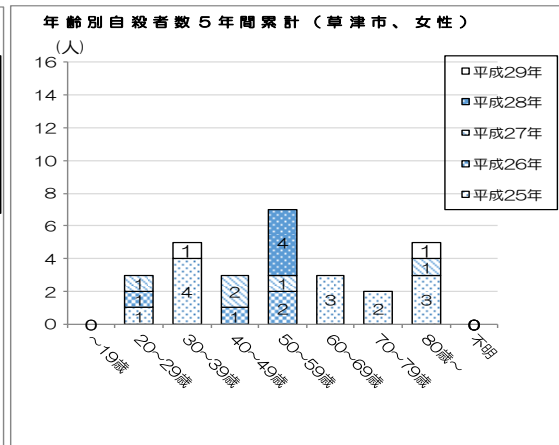
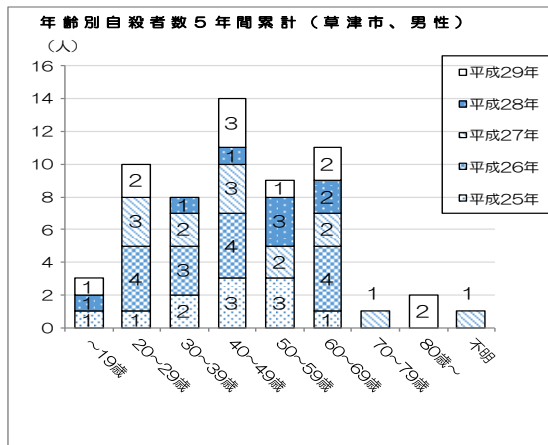
※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数です。

(2) 性別、年齢階級別状況

草津市死亡小票より平成25年から平成29年の自殺者数は、平成25年を除き、男性の人数が多くなっています。男女別累計では、男性は40歳代、60歳代、20歳代、女性は50歳代、30歳代と80歳以上の順で多くなっています。

<性別、年齢別自殺者数>

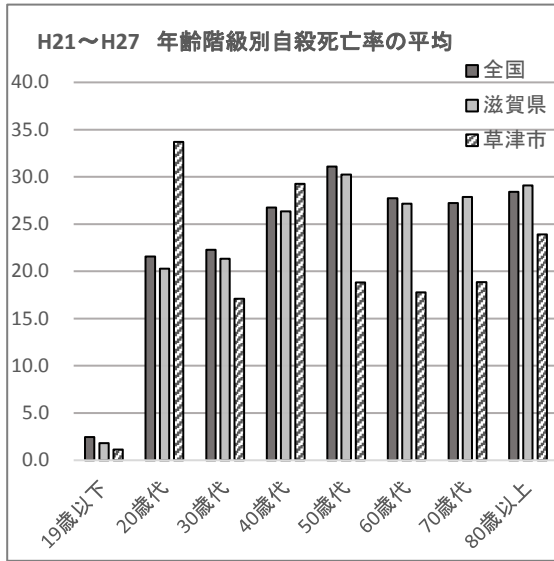
	性別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	計
平成25年	男性	1	1	2	3	3	1	0	0	0	11
	女性	0	1	4	0	0	3	2	3	0	13
平成26年	男性	0	4	3	4	0	4	0	0	0	15
	女性	0	1	0	1	2	0	0	0	0	4
平成27年	男性	0	3	2	3	2	2	1	0	1	14
	女性	0	1	0	2	1	0	0	1	0	5
平成28年	男性	1	0	1	1	3	2	0	0	0	8
	女性	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
平成29年	男性	1	2	0	3	1	2	0	2	0	11
	女性	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
合計	男性	3	10	8	14	9	11	1	2	1	59
	女性	0	3	5	3	7	3	2	5	0	28



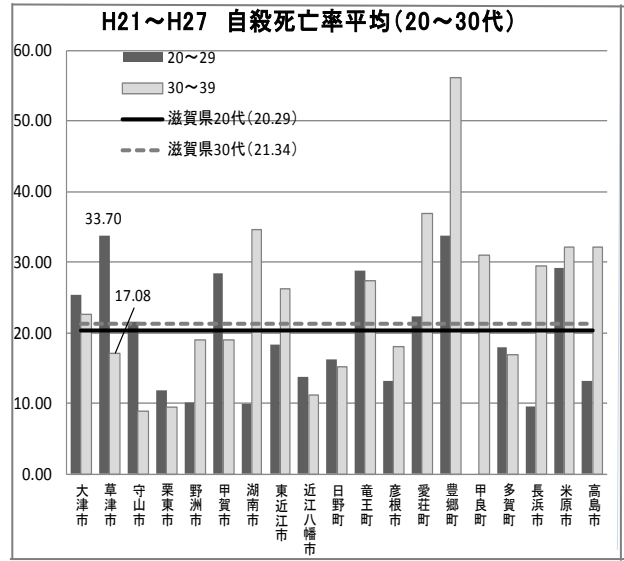
資料：草津市死亡小票

◆第2章 草津市の現況◆

平成21年から平成27年の年齢階級別自殺死亡率の平均は、本市では20歳代の自殺死亡率が非常に高い状況です。



資料：健康増進課

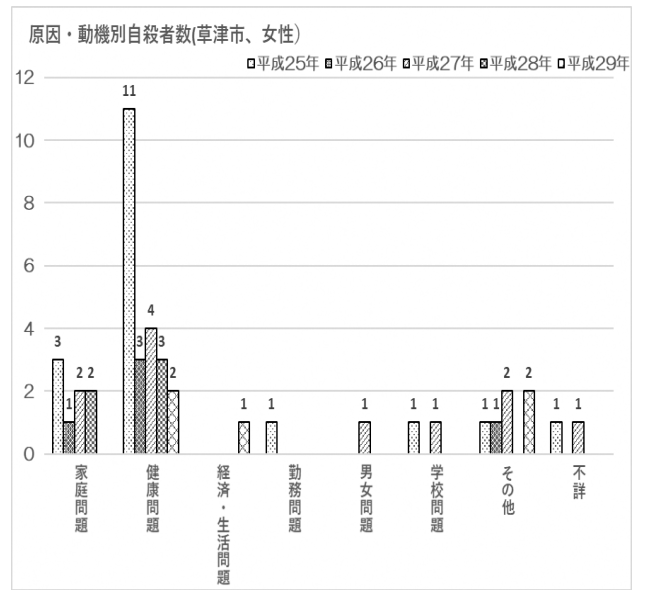
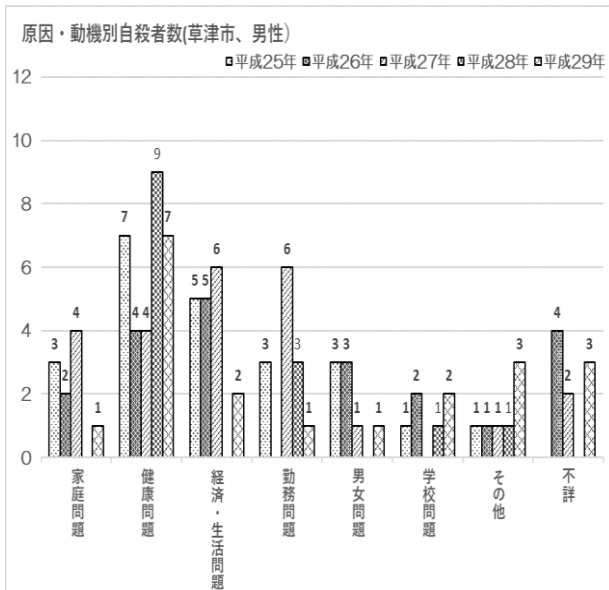


資料：滋賀県自殺対策推進センター

「市町別地域における自殺の基礎資料」

(3) 原因・動機別状況

平成25年から平成29年の男女別での原因・動機別自殺者数は、男性は「健康問題」「経済・生活問題」「勤務問題」、女性は「健康問題」が多くを占めています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 職業別状況

平成25年から平成29年の職業別自殺者数は、「被雇用・勤め人」が最も多く、次に「その他の無職者」「年金・雇用保険等生活者」「学生・生徒等」となっています。

＜職業別自殺者数＞

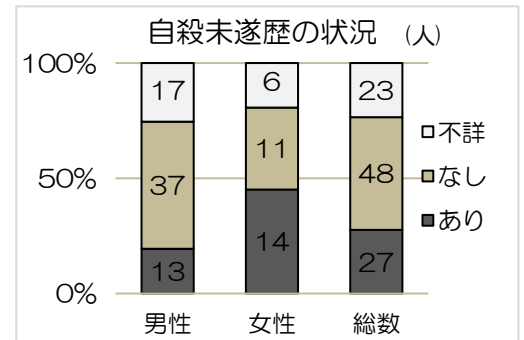
		自営業・家族従事者	被雇用・勤め人	学生・生徒等	主婦	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳	合計
平成25年	男性	0	7	2	0	0	0	5	0	14
	女性	1	3	1	2	0	6	1	0	14
平成26年	男性	1	6	1	0	2	1	6	0	17
	女性	0	0	0	1	0	0	2	0	3
平成27年	男性	2	4	1	0	1	2	2	0	12
	女性	0	1	1	1	0	2	2	0	7
平成28年	男性	1	2	1	0	0	3	2	0	9
	女性	0	1	0	3	0	0	0	0	4
平成29年	男性	0	7	3	0	0	3	2	0	15
	女性	0	0	0	1	0	2	0	0	3
合計	男性	4	26	8	0	3	9	17	0	67
	女性	1	5	2	8	0	10	5	0	31

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 自殺未遂歴の状況

平成25年から平成29年の自殺未遂歴の状況では、総数の27人と全体の約30%に自殺未遂歴があり、過去にも自殺を図っていたことがわかります。

特に女性では、14人と45%もの人に自殺未遂歴がありました。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 死因順位別にみた年齢階級別死因割合

滋賀県における年齢階級別の死因割合は、15歳～44歳までの死因の1位が自殺であり、10代と20代後半では半数以上を占めています。

年齢階級	第1位		第2位		第3位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合
15～19歳	自殺	53.3%	不慮の事故	13.3%	悪性新生物	6.7%
20～24歳	自殺	28.6%	不慮の事故	25.0%	悪性新生物	14.3%
25～29歳	自殺	56.7%	悪性新生物	13.3%	不慮の事故	6.7%
30～34歳	自殺	27.6%	悪性新生物	27.6%	心疾患(高血圧性除く)	10.3%
35～39歳	自殺	41.0%	悪性新生物	28.2%	不慮の事故	7.7%
40～44歳	自殺	25.6%	悪性新生物	20.7%	不慮の事故	15.9%
45～49歳	悪性新生物	35.5%	自殺	15.2%	心疾患(高血圧性除く)	10.1%
50～54歳	悪性新生物	43.5%	自殺	11.9%	脳血管疾患	10.7%
55～59歳	悪性新生物	46.1%	心疾患(高血圧性除く)	11.0%	脳血管疾患	9.0%
60～64歳	悪性新生物	54.7%	心疾患(高血圧性除く)	11.5%	脳血管疾患	5.0%

※悪性新生物(がん)

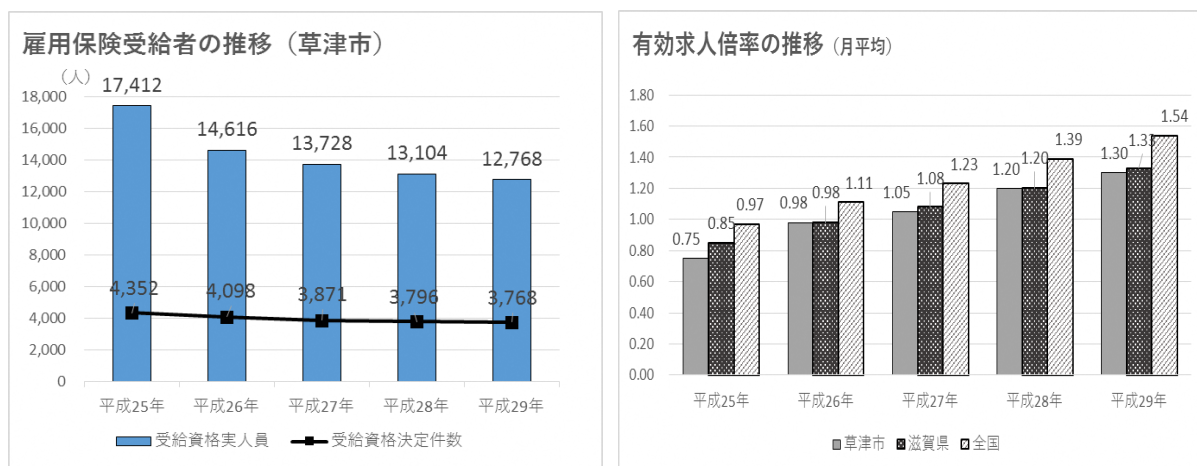
資料：厚生労働省「人口動態統計」滋賀県

2 自殺を取り巻く実態

(1) 雇用情勢

本市の雇用保険の受給資格実人員は、平成25年から平成26年にかけて大きく減少しており、その後も減少傾向にあります。受給資格決定件数（新規雇用保険受給者数）も、減少傾向となっています。

また、有効求人倍率は、平成25年から全国・県とともに、本市も徐々に増加していますが、国・県に比べ低い状況です。



資料：平成30年4月職業安定所業務月報（ハローワーク草津）

(2) 自殺対策に関する普及啓発の取組

本市のこども園幼小中学校では、学習指導要領に基づき、いのちや人権を大切にすることを教育を実施し、知識の習得と思考力・判断力・表現力等の育成に努めています。また、青少年の健全育成の取組・啓発活動を展開し、各学区におけるパトロールや挨拶活動等を行うことで、身近なところに見守りや支えがあることを子どもたちに示しています。

人権意識の高揚については、人権啓発パネル展や人権相談案内啓発品の配布等による啓発を行い、人権を尊重する機運の醸成にも努めています。

市民のいきがいくりの場としては、地域まちづくりセンターにおける公民館講座等の学習の機会、各種スポーツ大会への参加、地域サロン等の様々な交流の場が設けられています。

高齢者に対しては、パンフレットによりうつ予防やこころの健康づくりについての啓発を行っています。

また、困ったときに早めに相談できるように、相談窓口リーフレットや啓発物品を作成し、研修会やイベント等、あらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、9月の自殺予防週間には、駅前街頭啓発を実施しています。その他にも、ホームページ・広報くさつへの掲載、自殺について正しく理解してもらうための講演会や研修会を行っています。

(3) 人材養成の取組

相談窓口担当者や地域住民が自殺を考えている人のサインに気づき、尊いのちが自殺によって失われることのないよう、支援を行うことができる力を養うために、市職員や関係機関の職員、また地域住民や民生委員児童委員、健康推進員等を対象に毎年ゲートキーパー養成研修を開催しています。

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

(4) 相談支援の状況

主な相談窓口の相談件数は増加傾向にあり、複合的な課題を抱え相談を希望する人が増えています。困ったときに早めに相談できるように、総合窓口として主に女性に関わる相談を受ける「女性の総合相談窓口」や、どこへ相談したらよいかわからない人の福祉全般の相談を受ける「人とくらしのサポートセンター」等の、総合相談窓口の設置を進めました。

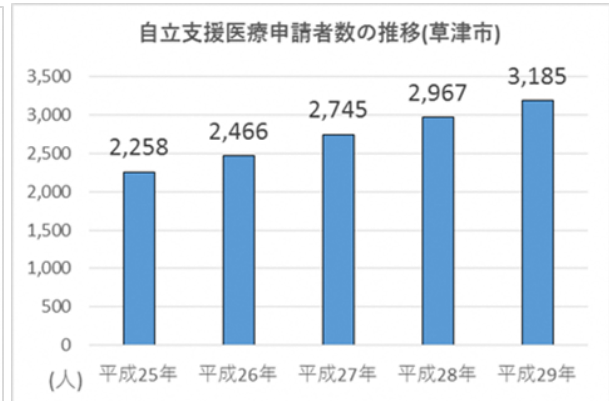
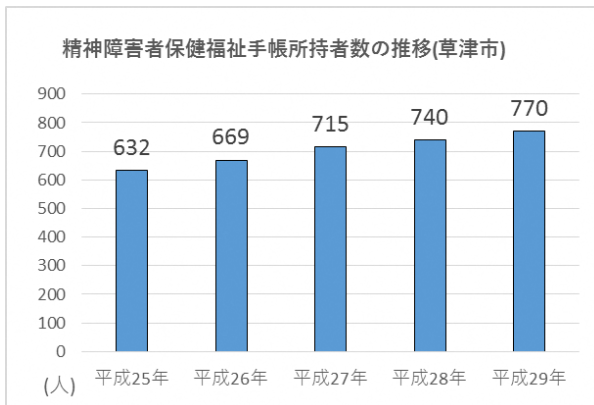
主な相談窓口の相談延件数(草津市)

	H25	H26	H27	H28	H29
精神相談（健康増進課）	980	1,278	1,259	1,366	1,153
精神相談（障害者福祉センター）	3,448	-	-	-	-
精神相談（障害者福祉センター）【実人数】	-	941	1,084	1,280	1,294
精神相談（地域生活支援センター風）	1,365	1,337	1,440	1,451	1,454
総合相談（子育て相談センター）	-	-	-	798	1,141
児童虐待の相談（子ども家庭課）【実人数】	406	536	643	579	702
ひとり親家庭等に関する相談（子ども家庭課）	2,339	2,378	2,639	2,219	2,240
スクールカウンセラー等活用事業（学校教育課）	1,681	2,278	2,685	2,032	1,959
精神・虐待に関する相談（地域包括支援センター）	2,616	3,456	2,458	2,815	2,556
市民相談室の相談（生活安心課）	508	447	468	517	608
消費生活支援センターの相談（生活安心課）	1,120	1,226	1,118	968	1,009
生活保護相談（生活支援課）	402	330	393	352	339
生活困窮者相談（くらしのサポートセンター）	-	89	128	72	109
少年相談（少年センター・あすくる草津）	840	704	984	863	906
人権相談（人権センター）	138	229	144	138	163
就労相談（商工観光労政課）	80	105	171	99	156
心配ごと相談所（社会福祉協議会）	473	445	328	307	222
女性の総合相談（男女共同参画課）	10	13	57	72	69
合計	16,406	15,792	15,999	15,928	16,080

資料：健康増進課

◆第2章 草津市の現況◆

精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療申請者数については、増加傾向です。



資料：障害福祉課

(5) 自殺未遂者支援の状況

平成26年度から、滋賀県湖南圏域において「湖南いのちサポート相談事業」が開始され、救急告示病院を受診した自殺未遂者への相談支援を行うとともに、本市においては、支援者間での自殺リスクアセスメント、支援の方向性や役割分担の共有を目的とし、アドバイザーを交えて支援会議を実施しています。

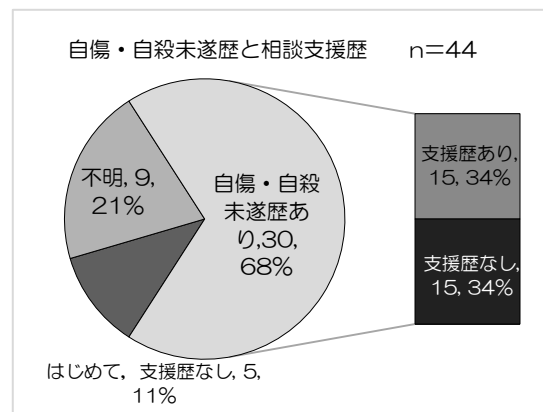
現在は、救急告示病院からの連絡にとどまらず、本人や家族、関係機関からの連絡により、相談支援を行い、自殺未遂者への相談支援が充実するとともに、自殺未遂者の置かれた状況を把握・分析することで、自殺対策の取組を進めています。

自殺未遂者のうち、それまでに自傷行為・自殺未遂歴のある人は68%で、初めて自殺を図った人の6倍でした。

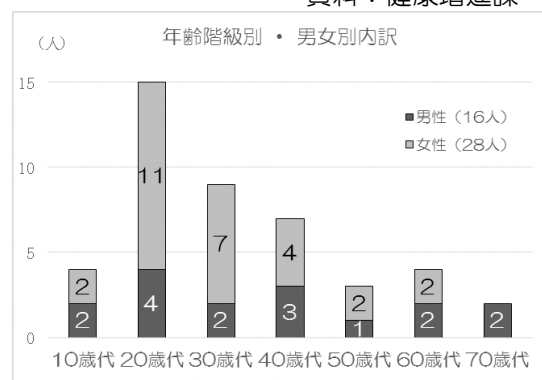
自傷行為・自殺未遂歴のある人のうち、福祉や保健、就労等の公的支援を受けたことがあった人は半数のみでした。

また、初めて自殺を図った人は、全員が公的支援を受けた経験がありませんでした。

自殺未遂者を年齢、男女別にみると、20歳代・30歳代の女性が多い状況でした。

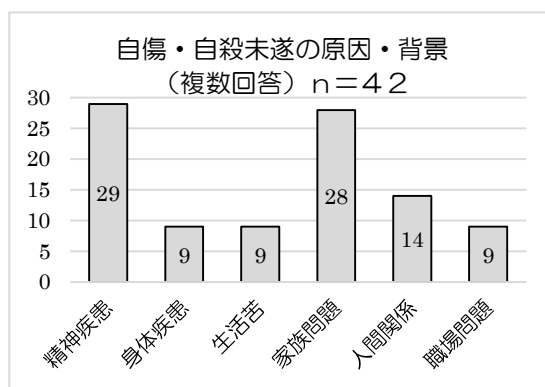


資料：健康増進課



資料：健康増進課

本人や家族からの聞き取り等から把握できる自殺を凶った原因や背景については、全体42人のうち、7割以上の方が複数の項目に該当しました。その中でも精神疾患等の健康問題や家族問題が多く、次いで人間関係の問題を抱えている人が多い状況でした。



資料：健康増進課

(6) 自殺対策の推進体制

自殺者数減少に向けた施策の推進、検討および評価を行うため、「草津市自殺対策関係課会議」(P40参照)を開催しています。

また、総合的な対策の推進、検討および評価を行うため、「草津市自殺対策推進会議」(P39参照)を開催しています。

第3章 第1次草津市自殺対策行動計画の取組と評価

1 第1次草津市自殺対策行動計画の概要

(1) 計画期間

平成26年度～平成30年度

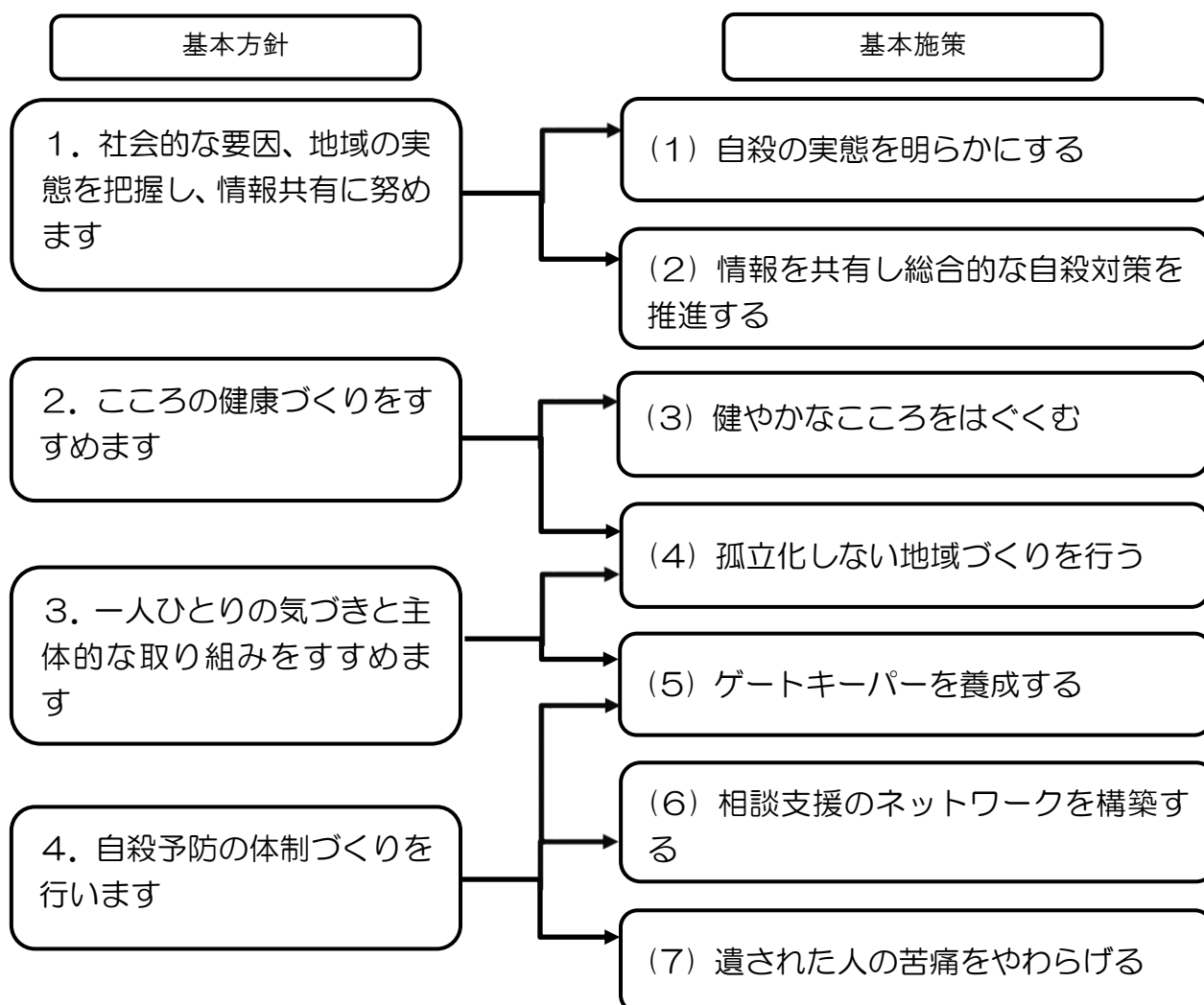
(2) 基本目標

「かけがえのない“いのち”を大切にできる社会の実現」

(3) 基本認識

- ・自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある
- ・社会的な取り組みにより自殺を防ぐことが可能である
- ・死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている

(4) 基本方針と基本施策



2 基本方針ごとの評価と方向性

第1次草津市自殺対策行動計画における目標指標についての評価および基本方針ごとの主な取組と評価は以下のとおりです。

	基本方針	目標指標	目標指標の評価
1	社会的な要因、地域の実態を把握し、情報共有に努めます	「草津市自殺対策推進会議」や「草津市自殺対策関係課会議」を年間1回以上開催し、情報共有と自殺対策の推進を行います。	両会議を年間2回ずつ開催し、庁内関係課や関係機関が情報を共有しながら計画の推進に努めました。
2	こころの健康づくりをすすめます	広報での特集記事の掲載等、あらゆる機会を通じてこころの健康づくりに関する啓発を行います。	平成27年度から、広報での特集記事を毎年掲載しています。また、市ホームページ掲載や駅前での街頭啓発、地域における出前講座等により、こころの健康づくりに関する啓発を行っています。
3	一人ひとりの気づきと主体的な取り組みをすすめます	地域住民を対象に身近なゲートキーパーを養成するための研修会を年間1回以上開催し、毎年50名以上の受講者を目指します。 (平成24年度までに80名が受講済み)	年間1回以上開催し、毎年50名以上の受講がありました。 平成26～29年度の参加は、合計457名です。 平成26年 1回136名 平成27年 1回122名 平成28年 1回 81名 平成29年 2回118名
4	自殺予防の体制づくりを行います	各種相談窓口担当者に対し専門的な見地から相談対応できるゲートキーパーを養成するための研修会を年間1回以上開催し、毎年50名以上の受講者を目指します。 (平成24年度までに290名が受講済み)	年間1回以上開催し、毎年50名以上の受講がありました。 平成26～29年度の受講者は、合計1,252名です。 平成26年 初級編 4回647名 平成27年 初級編 1回136名 ステップアップ編 1回128名 平成28年 初級編 2回 99名 ステップアップ編 1回 70名 平成29年 初級編 2回115名 ステップアップ編 1回 57名
		相談窓口の認知度が上がり、自殺対策の推進が図れるよう、窓口の周知を行います。 これにより各種相談件数の増加を目指します。 (平成24年度各種相談延件数合計12,497件)	自殺予防週間に合わせた街頭啓発や「相談窓口リーフレット」の作成配布等により、窓口の周知を行っています。 平成29年度の各種相談件数は、16,080件と増加しています。

◆第3章 第1次草津市自殺対策行動計画の取組と評価◆

	基本方針ごとの取組と評価	今後の方向性
1	<p>自殺の背景には多様で複合的な課題があり、自殺念慮・自殺未遂者は、様々な要因により悩み追い詰められているという実態から、福祉の総合相談窓口の開設や職域や市内大学との連携を進めています。今後も自殺死亡者の現状や自殺未遂者の傾向を把握し、対策につなげることが必要です。</p> <p>会議を通じて関係機関が必要な情報を共有し、互いの役割を認識することで、意識の向上と連携強化につながっていることから、会議を継続開催し、総合的に自殺対策を推進することが必要です。</p>	<p>統計データの分析や自殺念慮・自殺未遂者、遺された人等への対応、また市内大学との情報交換会等により、自殺に追い込まれる社会的要因を含む特徴の分析を行うことで、自殺の実態を明らかにし、効果的な対策につなげます。</p> <p>関係機関が必要な情報を共有し、連携して取り組んでいくため、推進会議や関係課会議を継続して開催し、総合的に自殺対策をすすめます。</p>
2	<p>地域や学校での取組やリーフレット配布等による普及啓発を行いました。関係機関が連携して啓発を継続し、こころの健康づくりの取組を広げていくことが必要です。</p> <p>地域でのいきがいづくりや居場所づくりの取組を行ったことで、市民一人ひとりが互いに声かけや見守りを行い、孤立しない地域づくりが進められています。</p> <p>学校や職場への啓発は研修会やリーフレットの配布等を通して取り組んでいますが、20歳代の自殺死亡率は高く、子ども・若者への支援の充実が必要です。</p>	<p>効果的な啓発を行い、こころの健康づくりをすすめます。</p> <p>地域において、市民一人ひとりが「わが事」として参画し、地域共生社会の実現を目指し、孤立しない地域づくりに向けて取り組みます。</p> <p>子ども・若者のこころの健康をはぐくみ、支援の充実に取り組むことで自殺対策を推進します。</p>
3	<p>地域においては、学区の会議やつどいの広場等を開催し、市民活動の活性化が図れましたが、ひきこもり者への支援については、早期に気づき、支援できる仕組みづくりが必要です。</p> <p>地域住民対象のゲートキーパー養成講座を毎年開催し、うつや自殺を考えている人のサインに気づき、声かけや見守り、相談窓口につなぐ等、適切な対応について学ぶ人が増加しましたが、引き続き、こころの不調に気づいて行動できる人が増えることが必要です。</p>	<p>地域住民や地域の関係団体等の主体的な取組を支援し、支援のネットワークを充実し、孤立しない地域づくりをすすめます。</p> <p>また、ひきこもり者への支援の充実に取り組めます。</p> <p>市民一人ひとりが身近な人のこころの不調に気づき、主体的に行動することで、本人だけでなく家族や周囲の人を支えられるように、広く地域住民を対象とした学ぶ機会を設けます。</p>
4	<p>市民に身近な福祉関係者や市の各課窓口職員が相談窓口等で適切な対応ができるよう、ゲートキーパー養成講座を開催しています。</p> <p>総合相談窓口や各種相談窓口が増え、相談しやすい体制づくりが進みましたが、相談窓口のわかりやすい情報発信や相談手法の検討が必要です。また、自殺未遂者への支援を通して、再度の自殺企図の予防に取り組んでいます。</p> <p>自死で大切な人を失った人の苦しさをやわらげるため、個別相談や遺族会の周知等を行い、参加しやすい環境づくりに努めました。今後は、遺族を含め、友人等周囲の人への支援も充実していく必要があります。</p>	<p>相談窓口担当者や地域・福祉分野での人材がゲートキーパーとして学び、適切な対応ができるよう研修会を引き続き開催し、フォローアップの機会を設けます。</p> <p>支援を必要としている人に適切な支援を提供できるよう、相談窓口のわかりやすい情報発信と相談支援ネットワーク体制の充実に取り組めます。</p> <p>自死で大切な人を失った遺族や友人等周囲の人に対して、引き続き、個別相談の実施や自死遺族会・教育機関等関係機関との連携強化による支援を行います。</p>

3 基本施策ごとの評価と方向性

第1次草津市自殺対策行動計画における基本施策ごとの主な取組と成果、課題および今後の方向性は以下のとおりです。

基本施策1 自殺の実態を明らかにする

■主な取組

死亡小票や地域自殺実態プロフィール、自殺未遂者のケース分析から実態の集計分析を行いました。また、自殺念慮・自殺未遂者についてケース会議や市内大学との情報交換等により、実態把握を行いました。

◇統計データ等による実態集計、分析

自殺者や自殺をとりまく実態の集計、分析

健康増進課

◇自殺関係対応の実態を明らかにする

自殺関係対応の実態を明らかにする

健康増進課

■取組の成果

実態の集計分析では、自殺者数は減少傾向ですが、毎年子ども・若者が自殺で亡くなり、40～60歳代男性の自殺者数が多い状況から、自殺の背景にあると考えられる複合的な課題に対応するため、福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」を開設しました。（平成30年度）

また、自殺念慮者や自殺未遂者が、人間関係や就職の問題等の要因により、悩み追い詰められているという実態から、職域への働きかけや市内大学との連携を進めています。

■課題

- ・効果的な自殺対策の取組を進めていくためには、今後も継続して自殺者の現状や自殺未遂者の傾向について把握し、対策につなげることが必要です。
- ・若者・大学生への個別支援や市内大学との情報交換会等を通して実態を把握し、対策につなげていくことが必要です。

■今後の方向性

統計データの分析や個別支援対応、また市内大学との情報交換会等により、自殺に追い込まれる人の社会的な要因を含む特徴の分析を行うことで、自殺の実態を明らかにし、市の実情に合ったより効果的な対策につなげます。

基本施策2 情報を共有し総合的な自殺対策を推進する

■主な取組

関係課会議や推進会議を開催し関係課や関係機関が情報を共有しながら、計画に基づき、対策の推進、検討及び評価を行いました。

◇関係課および関係機関、市民との情報共有、施策の方向性の検討

草津市自殺対策推進会議

健康増進課

草津市自殺対策関係課会議

健康増進課

■取組の成果

関係課や関係機関が自殺に関する情報を共有し、互いの役割を認識することで、職員等の意識の向上と連携強化につながっています。

■課題

- ・自殺に追い込まれる社会的な要因は、多様で複合的に絡み合っているため、社会全体の自殺リスクを低下させるためには、推進会議や関係課会議を継続開催し、情報共有し、連携して自殺対策に取り組むことが必要です。

■今後の方向性

自殺対策に関して、関係課や関係機関が必要な情報を共有し、連携して取り組み、総合的に対策を推進するため、関係課会議や推進会議を継続して開催します。

基本施策3 健やかなところをはぐくむ

■主な取組

地域や学校でのいのちや人権を大切にする講座や研修会等の取組、各学区でのパトロール等、青少年健全育成の取組を行いました。また、うつや自殺対策についての普及啓発、いきがいつくりの取組について、市広報の特集記事の掲載や駅前での啓発活動等を行いました。

市民一人ひとりがいきがいを持って暮らせるよう、各種教室やスポーツ大会等への参加の促進に取り組んでいます。

◇いのちや人権を大切にする取組

地域まちづくりセンターにおける人権講座	まちづくり協働課
企業内同和教育推進事業	商工観光労政課
いのちや人権を大切にする教育の充実	学校教育課

◇こころの健康づくりについての啓発

みんなでトーク、出前講座でのこころの健康についての啓発	健康増進課
自殺予防デーの街頭啓発	健康増進課
一人ひとりを大切にしたい保育・教育の実践	幼児課

◇青少年健全育成の取組

青少年健全育成活動	生涯学習課
-----------	-------

◇小中学校における「児童会・生徒会活動」の取組

児童会・生徒会活動の推進	学校教育課
--------------	-------

◇うつ等の精神疾患や自殺対策の必要性についての普及啓発

精神保健啓発委託事業	障害福祉課
こころの健康づくりの周知啓発	健康増進課

◇いきがいつくりの取組

自主教室の開催	まちづくり協働課
市民スポーツ大会の開催等	スポーツ保健課

■取組の成果

講座の開催や駅前での街頭啓発、また、「相談窓口リーフレット」の配布等、こころの健康づくりの啓発を地域や学校、企業等と連携して進めています。

また、市民一人ひとりのいきがいつくりにつながるよう様々な年代をターゲットにした各種教室やスポーツ大会等を関係機関や団体と連携して進めています。

■課題

- ・市民一人ひとりのいきがいくりにつながるよう、様々な活動への参加を促進することが必要です。
- ・うつや自殺対策を含めたこころの健康づくりについて、自殺の実情を踏まえ、関係機関が連携して、効果的な啓発を継続していくことが必要です。
- ・本市では、平成21年から平成27年の20歳代の自殺死亡率の平均が県内1位という状況にあることから、学校や地域、職場でこころの健康をはぐくみ、相談体制の強化等、支援の充実が必要です。

■今後の方向性

健やかなこころをはぐくみ、市民一人ひとりが楽しみやいきがいを持って暮らすことができるよう、今後も様々な活動への参加を促進します。

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることであり、危機に陥った場合やそのサインに気づいたときには、誰かに相談することが重要であるという認識が広まるように積極的に普及啓発を行います。

うつ等の精神疾患や自殺対策の必要性についての正しい理解の啓発、また地域の関係団体や企業・市民等が自らこころの健康づくりに取り組めるような効果的な啓発に取り組めます。

子ども・若者への支援の強化が必要なことから、学校や地域、職場で、引き続きいのちや人権を大切にする子どもの育成に取り組み、自殺対策を推進します。

基本施策4 孤立化しない地域づくりを行う

■主な取組

学区の医療福祉を考える会議で、地域の課題を共有し、課題解決への取組を進めています。また、地域まちづくりセンターや隣保館等、住民に身近な地域の施設での講座やサロン等、いきがいや居場所づくりに取り組みました。

ひきこもり等の相談体制の強化を図るため、福祉の総合相談窓口として「人とくらしのサポートセンター」を開設しました。

◇地域、学校、職域での孤立化防止対策

孤立化防止対策事業	障害福祉課
学区の医療福祉を考える会議	地域保健課
つどいの広場	子育て相談センター
すこやか訪問事業（育児等支援家庭訪問事業）	子育て相談センター
子育て支援拠点事業（ミナクサ☆ひろば等）	子育て相談センター
◇ひきこもり（閉じこもり）対策	
こころの健康に関する相談	健康増進課
◇いきがいや社会とのつながり、居場所づくりの取組	
隣保館におけるサロン開設	各隣保館・人権政策課
独居高齢者電話訪問事業	社会福祉協議会
近所力アップ講座	社会福祉協議会

■取組の成果

訪問事業の実施や相談体制の強化等により、不安を抱える人が相談につながる等、孤立化を和らげる取組を進めています。

地域づくりでは、地域の医療福祉等の現状や課題について共有し、解決方法について話し合う場が多くある学区で持たれるようになり、また、隣保館や地域まちづくりセンター等でサロンやサークル活動等、高齢者等の居場所づくりが進んでいます。

■課題

- ・誰にも相談できず孤立する人をなくすことを目指し、地域で声かけや見守りができるような環境づくりへの取組の継続が必要です。
- ・地域の団体や民間団体が地域の実情に応じた取組が進められるよう、自殺対策に関する情報提供や支援を行うことが必要です。
- ・ひきこもり者の個別支援については、支援につながった段階ですでに長期化していることが多いため、早期段階で支援につなぐための仕組みづくりが必要です。
- ・地域の課題や状況に応じたいきがいや居場所づくりの取組の推進が継続して必要です。

■今後の方向性

地域において孤立する人をなくすことを目指し、市民一人ひとりが、「わが事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる、地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

地域では、民生委員児童委員をはじめ、多くの関係者や関係機関等との連携による声かけ・見守りがありますが、ひきこもり者が早期段階で支援につながるための仕組みづくりに取り組めます。

全国的に若い世代の死因の1位は自殺であり、本市では、平成21年から平成27年の20歳代の自殺死亡率の平均が県内1位という状況にあることから、子ども・若者の支援の充実に取り組み、自殺対策を推進します。職域での取組については、関係機関と連携して、働きやすい環境づくりに取り組めます。

いきがいづくりや居場所づくりのさらなる推進は、健やかなところをはぐくむ施策と併せて取り組めます。

基本施策5 ゲートキーパーを養成する

■主な取組

地域住民や市職員、関係機関の職員等を対象とした、ゲートキーパー研修を開催しました。また、大学と県と市の共催で、大学職員向けに若年層の自殺対策研修を開催しました。

◇地域住民を対象とした研修の実施

市民対象のゲートキーパー養成研修	健康増進課
健康教育等出前講座でのゲートキーパー養成研修	健康増進課

◇各関係機関における研修への取組

全職員対象ゲートキーパー養成研修	健康増進課
草津市教職員夏期研修講座の開催	学校教育課
大学等職員向け研修の開催	健康増進課

■取組の成果

地域住民や職員向けのゲートキーパー養成研修を毎年開催し、平成26年度から平成29年度の参加者合計数は、1,709人です。

市民対象研修会のアンケートでは、ゲートキーパーとしての行動が「できる・どちらかといえばできる」とした回答が多く、「身近な人との関わりを考えたい」「あなたが大切というメッセージを子どもに伝えたい」等の感想がありました。また、市職員対象研修会のアンケートでは、「寄り添って話を聞くようにしたい」等の感想が多く、具体的な行動を促すきっかけにつながりました。

■課題

- ・多くの人々が「気づき、聴き、つなぎ、見守る」ことで、本人とともに家族や周囲の人を支えられるように、継続した研修が必要です。
- ・行政、関係機関や教育機関の職員は、尊いいのちが自殺によって失われることのないよう、不安や悩みを抱えている人に気づく力を養う必要があります。相談窓口では、的確な対応や適切な関係機関等につなげることができるよう、ゲートキーパーとしてスキルアップが必要であるため、継続した研修が必要です。

■今後の方向性

こころの不調に気づいて行動できる人をふやし、本人だけでなく家族や周囲の人を支えられるように、広く地域住民を対象とした研修の機会を設けます。また、行政や教育機関、福祉分野の職員が、適切な対応ができるような研修も引き続き開催します。

子ども・若者の自殺対策として、教育機関と連携し研修の開催等に取り組みます。

基本施策6 相談支援のネットワークを構築する

■主な取組

総合相談窓口の開設や学校における相談体制の充実に取り組みました。また、相談窓口リーフレットの作成・配布を行いました。	
◇相談窓口の充実	
女性の総合相談窓口	男女共同参画課
人とくらしのサポートセンター	生活支援課
子育て相談センター	子育て相談センター
◇学校における相談体制の充実	
スクールカウンセラー等活用事業	学校教育課
草津市問題行動対策委員会、小中学校生徒指導主事主任会 グレードアップ連絡会の開催	学校教育課
◇相談窓口の周知	
相談窓口リーフレット作成・配布	健康増進課
◇相談支援のネットワーク体制の構築	
こころの健康に関する相談	健康増進課
総合相談支援事業	地域保健課
◇相談窓口担当者等のメンタルケア事業	
相談窓口担当者自身のメンタルケアについて学習機会を設ける	健康増進課

■取組の成果

総合相談窓口の開設等、相談しやすい体制づくりに努めています。また、相談窓口リーフレットにより、窓口の周知や関係機関の情報共有を図っています。

関係機関が連携を図り、自殺未遂者への支援を通して、再度の自殺企図の予防につなげています。

■課題

- ・自殺に追い込まれるまでには、失業や負債等の経済的な問題や生活の問題をはじめ、健康、被虐待、人間関係、進路、就職等様々な要因が関係していることから、相談を受ける関係機関のネットワークの強化が必要です。
- ・本市では、平成21年から平成27年の20歳代の自殺死亡率の平均が県内1位という状況にあることから、子ども・若者への支援の強化が必要です。
- ・市民が、困りごとや悩みを相談でき解決につなげられるよう、相談窓口のわかりやすい情報発信や相談手法の検討が必要です。
- ・自殺に関する相談を受ける相談窓口担当者の精神的な負担が大きいことから、メンタルケアの対応が必要です。

■今後の方向性

自殺に追いこまれる社会的な要因は、多様で複合的に絡み合っているため、支援者はそれぞれの関係機関と情報を共有し、連携した対応が求められます。そのため、今後も相談支援ネットワークの強化と相談窓口のわかりやすい情報発信に取り組みます。

基本施策7 ^{のこ}遺された人の苦痛をやわらげる

■主な取組

遺族への個別支援と自死遺族会「凧の会おうみ」の周知や「わかちあい(凧の会の語り合いの場)」の開催協力を行いました。

◇相談支援と情報提供

こころの健康に関する相談	健康増進課
心配ごと相談所	草津市社会福祉協議会

◇自死遺族会等との連携

こころの健康に関する相談	健康増進課
--------------	-------

■取組の成果

大切な人を自死で失った人の苦しさを和らげるため、自死遺族会「凧の会おうみ」の存在を広く周知するとともに自死遺族会と連携し、「わかちあい(凧の会の語り合いの場)」の市内でのサテライト開催につながりました。

■課題

- ・自死遺族会の存在を広く周知していますが、本当に支援を必要としている人に自死遺族会の情報を届けていくための取組が必要です。
- ・特に子ども・若者の自死については、遺族だけでなく周囲の人への影響が大きいことから、遺された人への支援が必要です。

■今後の方向性

遺された人への心理的影響をやわらげるため、個別相談の実施や自死遺族会の情報提供を行うとともに、自死遺族会等の地域における活動を支援します。特に、支援を必要としている遺族に対し、支援を届けるための仕組みづくり等の支援の充実を図ります。

また、子ども・若者の自死については、遺族だけでなく周囲の人への影響が大きいいため、教育機関等と連携して支援の充実に取り組みます。

第4章 計画の基本的な方向

平成26年に策定した草津市自殺対策行動計画に基づき、市民、行政、関係機関や関係団体が情報共有しながら自殺対策を推進してきました。本市の自殺の実態やこれまでの取組の評価、また情勢の変化を踏まえ、第2次草津市自殺対策行動計画においては、自殺者数がゼロとなるような社会の実現をめざすことを継続すべきであるとの考えから、1次計画に掲げた基本目標・基本認識を引き継ぎ、自殺対策に取り組みます。

1 基本目標

かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現

自殺者数がゼロとなるよう、市民一人ひとりが、かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現を目指し、市民、行政、関係機関、関係団体等が連携を図りつつ、総合的な自殺対策を推進します。

2 基本認識

自殺を考える直前は、心理的に追い詰められた状況がある

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見る事ができるからです。このように、自殺は個人の自由意志や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に追い詰められての結果であるとも言えます。

**死にたいと考えている人は、心の中では
「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いている**

死にたいと考えている人は、不眠や原因不明の体調不良等を訴え、自殺の危険を示すサインを発していることが多くあります。多くの市民が、身近な人のサインに早く気づき、本人の追い詰められた気持ちをやわらげ、問題を解決の方向に向け、自殺に追い込まれないようにすることが大切です。死にたいと考えて自殺を図る人も、実は心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いているということを、認識しておく必要があります。

社会的な取組により自殺を防ぐことが可能である

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという社会の適切な介入によって多くの自殺は防ぐことが可能です。

3 基本方針

『第2章 草津市の現況』や『第3章 第1次草津市自殺対策行動計画の取組と評価』の今後の方向性を踏まえ、4つの「基本方針」と、それに基づく「基本施策」を次のように定めます。

基本方針1 関係機関が連携し、総合的な自殺対策をすすめます

自殺に追い込まれる社会的な要因や自殺の実態を把握・分析することで、より効果的な取組につなげます。また、関係課や関係機関が、自殺に関する情報を共有し、それぞれの役割を認識し、連携することで総合的に自殺対策に取り組みます。

- ➡基本施策1 自殺の実態を明らかにする
- ➡基本施策2 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる

○目標指標：推進会議や関係課会議を年各2回開催し、自殺未遂者の実態と課題を踏まえた自殺対策を検討します。

基本方針2 こころの健康づくりをすすめます

学校や地域・職場でのこころの健康づくりの啓発について関係機関と連携しながらすすめます。特に、子ども・若者の自殺対策推進に向けて、環境づくりや支援の充実をすすめます。また、市民が日ごろからいきがいをもち、生涯にわたって社会と交流を持ち続けることができるよう様々な活動への参加を促進します。

- ➡基本施策3 健やかなこころをはぐくむ
- ➡基本施策4 子ども・若者の自殺対策を推進する

○目標指標：大学・職場で若者を対象としたこころの健康づくりに関する取組を年1回以上行います。

基本方針3 一人ひとりが気づき、孤立しない地域づくりをすすめます

市民一人ひとりが身近な人のところの不調に気づき、行動することで、本人だけでなく家族や周囲の人を支えられるように、広く市民を対象とした学ぶ機会を設けます。

地域において孤立する人をなくすことを目指し、地域の主体的な取組を支援することで、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

➡基本施策5 気づいて行動できる人をふやす

➡基本施策6 孤立しない地域づくりを行う

○目標指標：気づいて行動できる人を、年50人以上ふやします。

(市民対象研修の事後アンケートで、行動に移すことができると回答した人)

基本方針4 自殺予防の体制づくりを行います

相談窓口担当者や地域・福祉分野の職員がゲートキーパーとして学び、適切な対応ができるよう研修会を開催します。また、支援を必要としている人に適切な支援を早期に提供できるように、相談窓口の情報発信と、相談支援ネットワークの強化に取り組みます。

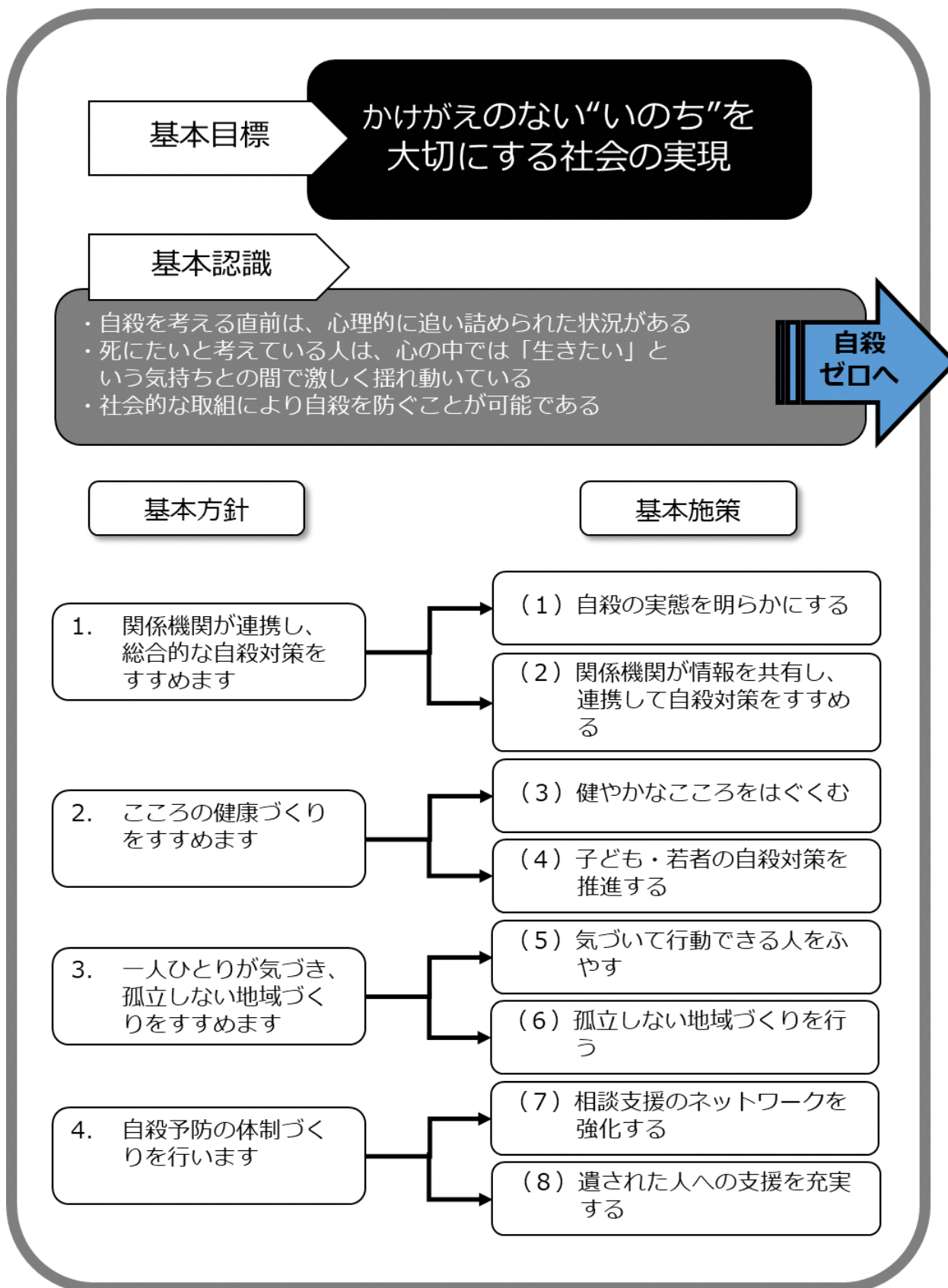
自死で大切な人を失った遺族や友人等の周囲の人に対して、個別相談の実施、自死遺族会や関係機関との連携強化による支援を行います。

➡基本施策7 相談支援のネットワークを強化する

➡基本施策8 遺された人への支援を充実する

○目標指標：ゲートキーパーのステップアップ研修の新規受講者を、
毎年50人以上にします。

4 施策の体系



5 施策の展開

基本施策1 自殺の実態を明らかにする

自殺に追い込まれる人の実態に応じた対策を推進するために、国や県の統計データや関係機関からの情報、また、自殺未遂者等への支援の実態等から自殺をとりまく実態の把握や分析を行います。

◆統計データ等による実態集計、分析

- ・自殺者数、自殺死亡率、性別、年齢階級別、原因・動機別、職業別の自殺者の状況等の実態を分析し、課題を明らかにする。国や県の情報を収集し比較分析を行う。
- ・景気や雇用情勢、経済等の社会情勢や、いのちや人権についての市民の意識を把握し、課題を明らかにする。

主な取組事業名	所管
自殺者や自殺をとりまく実態の集計、分析	健康増進課

◆相談・支援等の実態の分析

- ・相談窓口等における自殺念慮・自殺未遂者、遺された人等への対応について事例検討等を行い、自殺の実態を明らかにする。

主な取組事業名	所管
自殺念慮、自殺未遂者、遺された人への個別支援からわかる実態の分析	健康増進課
市内大学との情報交換会の開催	健康増進課

基本施策2 関係機関が情報を共有し、連携して自殺対策をすすめる

自殺対策に取り組む関係課や関係機関等は、自殺が個人の問題だけでなく、地域の課題でもあることを認識し、自殺に関する取組について互いに情報共有し、連携して取り組んでいくことにより、総合的な自殺対策を推進します。

◆関係課および関係機関との情報共有、施策の方向性の検討

- ・「草津市自殺対策推進会議」を開催し、関係機関と共に自殺対策に関する情報を共有し、計画に基づき総合的な対策の推進、検討および評価を行う。
- ・「草津市自殺対策関係課会議」を開催し、庁内関係各課が自殺対策にかかる情報を共有するとともに、計画に基づき具体的な自殺対策の施策の推進、検討および評価を行う。

主な取組事業名	所管
草津市自殺対策推進会議	健康増進課
草津市自殺対策関係課会議	健康増進課

基本施策3 健やかなころをはぐくむ

うつ病や様々な依存症等の精神疾患や長時間労働等様々なストレスは、自殺に直結する大きな要因となる場合があります。自殺対策の必要性についての正しい理解や啓発をすすめるとともに、地域や企業・市民等が自らこころの健康づくりに取り組めるような啓発を推進します。

健やかなころをはぐくみ、市民一人ひとりが楽しみやいきがいを持って暮らすことができるよう、様々な活動への参加を促進します。

◆こころの健康づくりについての啓発

- ・いのちや人権を大切にする取組を通して、こころの健康をはぐくみ、また様々な機会を通じて、自殺対策についての正しい知識の普及啓発を行う。
- ・産後うつについて正しい知識の啓発を行い、不安を抱える妊産婦を支援する。

主な取組事業名	所管
精神保健啓発委託事業	障害福祉課
みんなでトーク・出前講座でのこころの健康についての啓発	健康増進課
お出かけドクターとお気軽トーク	健康増進課
自殺予防デーの街頭啓発	健康増進課
こころの健康づくりの周知啓発	健康増進課
総合相談(母子健康手帳交付時相談)	子育て相談センター
すこやか訪問事業	子育て相談センター
人権に関する講座(啓発)	人権センター

◆職場におけるこころの健康づくりの推進

- ・職場におけるこころの健康づくりについて、関係機関と情報交換や連携により推進する。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する。

主な取組事業名	所管
企業内同和教育推進事業	商工観光労政課
新規健康経営推進事業	商工観光労政課
働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	男女共同参画課

◆第4章 計画の基本的な方向◆

◆社会参加といきがいづくりの推進

- ・ 市民一人ひとりが楽しみやいきがいを持って暮らすことができるよう、様々な活動への参加を促進する。
- ・ 健康への不安を軽減するため、「かかりつけ医」を持つことをすすめるとともに、高齢者の社会活動やいきがいづくりの推進、在宅介護者への支援等を通じて、閉じこもりや孤立の予防を促進する。

主な取組事業名	所管
市民スポーツ大会の開催等	スポーツ保健課
自主教室の開催	まちづくり協働課
いきいき百歳体操	長寿いきがい課
お出かけドクターとお気軽トーク	健康増進課

基本施策4 子ども・若者の自殺対策を推進する

本市では、平成21年から平成27年の20歳代の自殺死亡率の平均が県内1位という状況にあることから、子ども・若者の自殺対策は課題です。さらに、平成28年4月自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれています。これらのことから、子ども・若者のこころの健康をはぐくみ、相談体制の強化等の支援の充実をすすめます。

◆学校・地域におけるこころの健康づくりの推進

- ・ いのちや人権を大切にできる教育を通して、こころの健康をはぐくみ、困った時に行動に移すことができるよう取り組む。

主な取組事業名	所管
いのちや人権を大切にされた保育・教育の計画と実践	幼児課
いのちや人権を大切にできる教育の充実	学校教育課
いじめの未然防止の取組（いじめ防止強化月間の児童生徒の取組など）	学校教育課
青少年健全育成活動（市青少年育成市民会議活動支援、各学区声かけパトロール）	生涯学習課
わんぱくプラザ事業等の取組	まちづくり協働課
共に支え合い育ち合う仲間作りの推進	幼児課
一人ひとりを大切にされた保育・教育の実践	幼児課
新規 SOSの出し方教育について、内容を検討する	学校教育課 健康増進課

◆子ども・若者の相談体制の強化

- ・子ども・若者の関係機関が集まり、情報共有する場を設け、相談体制のさらなる強化に取り組む。

主な取組事業名	所管
スクールカウンセラー等活用事業	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課
草津市問題行動対策委員会、小中学校生徒指導主事主任会、グレ ードアップ連絡会の開催	学校教育課
少年相談	少年センター
こころの健康に関する相談	健康増進課

◆教職員に対する啓発等の実施

- ・教職員が子どものSOSをキャッチする力や指導力、実践力等の向上を図るため、研修を実施する。

主な取組事業名	所管
草津市問題行動対策委員会、小中学校生徒指導主事主任会、グレ ードアップ連絡会の開催 (再掲)	学校教育課
草津市教職員夏期研修講座の開催	学校教育課
研修会等への参加呼びかけ (自殺予防に関する普及啓発協議会等)	学校教育課
研修会等への参加呼びかけ (教職員のメンタルヘルス)	スポーツ保健課

◆若者への支援の充実

- ・若者が悩みの相談先について、必要な情報を得ることができるよう、わかりやすい情報発信と相談しやすい手段や仕組みについて検討する。
- ・若年無職者等の職業的自立に向けて、地域の関係機関と連携し、個別的・継続的に支援する。

主な取組事業名	所管
新規わかりやすい情報発信と相談手法についての検討	健康増進課
生活困窮者自立支援事業(就労準備支援)	生活支援課
少年相談 (就労支援プログラム)	少年センター

基本施策5 気づいて行動できる人をふやす

多くの人が、こころの不調に気づき行動することで、本人とともに家族や周囲の人を支えられるように、民生委員児童委員や健康推進員をはじめ、広く地域住民を対象にした学ぶ機会を設けます。

◆地域住民を対象とした研修の実施

- ・民生委員児童委員や健康推進員等をはじめ多くの地域住民に対し、身近な人のこころの不調に気づいて行動できるよう、学ぶ機会を設ける。

主な取組事業名	所管
市民等対象ゲートキーパー養成研修	健康増進課
みんなでトークでのゲートキーパー養成研修	健康増進課
健康教育等出前講座でのゲートキーパー養成研修	健康増進課

基本施策6 孤立しない地域づくりを行う

市民一人ひとりが「わが事」として参画し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざし、民生委員児童委員をはじめ多くの関係者との連携により、誰にも相談できず孤立する人がいない地域づくりに取り組みます。

ひきこもり者への支援の充実に取り組みます。

◆地域での孤立化防止への取組

- ・民生委員児童委員や関係機関等との連携により、地域で声かけ、見守りを行い、誰にも相談できず孤立する人をなくす。

主な取組事業名	所管
自主教室の開催 (再掲)	まちづくり協働課
草津市民生委員児童委員協議会事務局活動支援	草津市社会福祉協議会
草津市学区・区社会福祉協議会活動支援	草津市社会福祉協議会
隣保館におけるサロン開設	各隣保館 人権政策課
地域サロン活動支援	草津市社会福祉協議会
近所力アップ講座	草津市社会福祉協議会
学区の医療福祉を考える会議	地域保健課
草津フードバンクセンター事業	草津市社会福祉協議会
生活つなぎ資金貸付	草津市社会福祉協議会

主な取組事業名	所管
生活福祉資金貸付	草津市社会福祉協議会
地域福祉権利擁護事業	草津市社会福祉協議会
独居高齢者電話訪問事業	草津市社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業（子育てと就労支援）	子育て相談センター
孤立化防止対策事業	障害福祉課
子育て支援センター運営事業	子育て相談センター
子育て支援拠点施設運営事業	子育て相談センター
つどいの広場事業	子育て相談センター
子育てサークル活動支援事業	子育て相談センター
離乳食レストラン（地域における交流機会の提供・参加促進）	子育て相談センター

◆ひきこもり者への支援の充実

- ・ひきこもり者への個別支援について、早期段階で相談につながる体制を整える。

主な取組事業名	所管
人とくらしのサポートセンター(福祉の総合相談窓口)	生活支援課
早期段階で相談につなげる方策の検討	健康増進課

基本施策7 相談支援のネットワークを強化する

支援を必要としている人を早期に発見し、早期から適切な支援を提供できるよう、わかりやすい情報発信と相談窓口担当者や教職員等のスキルアップを行うとともに関係者や関係機関のチームケアの強化をすすめます。

◆相談窓口のわかりやすい情報発信

- ・相談窓口をわかりやすく周知し、市民が相談しやすい環境を整える。

主な取組事業名	所管
相談窓口の周知活動(リーフレット・ホームページ等)	関係各課
新規わかりやすい情報発信と相談手法についての検討(再掲)	健康増進課

◆相談支援のネットワーク体制の充実

- ・制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を早期に発見し、関係機関が連携して支援ができるよう、相談支援のネットワーク体制の充実に取り組む。

◆第4章 計画の基本的な方向◆

○複合的な課題になりうる要因

死ぬことを考えてしまう、自殺を図ったことがある、薬物等に依存してしまう、経済的に困窮している、多額の借金を抱えている、事業に失敗した、虐待を受けている・受けたことがある、仕事や就労で悩んでいる、DVを受けている・受けたことがある、性的暴力を受けている・受けたことがある、ひとり親であることへの不安や悩みがある、妊娠・育児についての不安がある、障害がある、介護の不安や悩みがある、健康上の不安や悩みがある、LGBTに関する悩みがある、大切な人を亡くした、孤立している、被災した等

※DV：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。(Domestic Violence)、略してDVと呼ばれる。

※LGBT：性同一性障害者・同性愛者、総称して「LGBT」と言われることもある。「LGBT」とは、女性の同性愛者(Lesbian)、男性の同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、性同一性障害者(Transgender)の頭文字を取った総称。

主な取組事業名	所管
人とくらしのサポートセンター運営会議	生活支援課
草津市障害児(者)自立支援協議会	障害福祉課

◆民間団体との連携強化

- ・自殺対策を効果的に推進するために、自殺対策に積極的な役割を担っている自死遺族会、断酒会、精神障害者家族会、いのちの電話等の活動を支援し、民間団体との連携・協働を推進する。

主な取組事業名	所管
自死遺族会、断酒会、いのちの電話等の民間団体の活動を支援し、連携・協働を推進する	健康増進課
精神保健啓発委託事業（精神障害者家族会との連携・協働）	障害福祉課

◆各関係機関や福祉分野での人材育成の実施

- ・行政、関係機関の職員、ケアマネジャー等の相談窓口担当者に対し、相談窓口等での適切な対応ができるよう、研修を実施する。

主な取組事業名	所管
市職員への人権研修、管理者研修等	職員課
庁内全職員対象ゲートキーパー養成研修	健康増進課
市民等対象のゲートキーパー養成研修への関係機関等の職員の参加推奨	健康増進課
支援関係者による事例検討会	健康増進課

◆相談窓口担当者等支援者のこころのケアへの取組

- ・相談窓口担当者のこころの健康を維持するため、事例検討や支援の振り返り等を行うなかで、担当者のメンタルヘルスケアについて学ぶ機会を持つ。

主な取組事業名	所管
研修会等へ参加呼びかけ（児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会、スクールカウンセラー等活用事業担当者会議等）（再掲）	学校教育課
相談窓口担当者自身のメンタルケアについての学習機会の設定	健康増進課

基本施策 8 ^{のこ}遺された人への支援を充実する

自死によって遺された人の心理的影響をやわらげるため、関係機関や自死遺族会とも連携し、相談体制の充実や支援を必要としている人に支援を届ける仕組みづくりの検討を行います。

◆遺族等に対する相談体制の充実

- ・自死によって遺された人への相談支援を行うとともに、自助グループである自死遺族会等についての情報提供を行う。

主な取組事業名	所管
こころの健康に関する相談（再掲）	健康増進課
新規 自死遺族会等の情報を遺族に広く届けられるよう大切な人を亡くした人への情報提供リーフレットの作成	健康増進課

◆自死遺族会等との連携

- ・自死遺族会等との連携を図りながら、その地域における活動を支援する。

主な取組事業名	所管
こころの健康に関する相談（再掲）	健康増進課

◆学校等での遺された周囲の人の心理的影響への支援

- ・子ども・若者の自死は遺された周囲の人への影響が特に大きいため、教育機関等と連携し、遺された人を支援する。

主な取組事業名	所管
スクールカウンセラー等活用事業（再掲）	学校教育課
こころの健康に関する相談（再掲）	健康増進課

第5章 推進に向けて

1 自殺対策の推進における各主体の役割

自殺対策が最大限その効果を発揮して、「かけがえのない“いのち”を大切に
する社会」を実現するためには、行政、関係機関・民間団体、企業、市民等が
連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのためには、
それぞれに期待される役割を果たせるように相互に連携・協働しながら取組を
推進します。

(1) 市民・家庭の役割

現在はストレスの多い社会であり、誰もがこころの健康を損なう可
能性があります。そのため市民一人ひとりが、自殺に追い込まれると
いう危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、「誰かに援助を求め
ることが適当」であるということを理解し、自らのこころの不調に気づ
いた場合や、周りの人のこころの不調に気づいた場合に、適切に対処
できるようにすることが重要です。

家庭は、家族を迎え入れ、支える大切な場所です。身近な家族のこ
ころの不調に気づいた場合に、相談機関や医療機関等に相談すること
が必要です。

(2) 教育機関の役割

子どものこころの健康への支援が、自殺対策につながることから、
児童生徒や教職員に対するこころの健康の教育や普及啓発の実施とと
もに、自殺や自殺未遂が発生した場合の児童生徒等の心理的ケアに取り
組むことが大切です。つらいときや苦しいときには助けを求めてよ
いということや助けを求める方法を学ぶ教育の推進に努めます。

(3) 地域の役割

地域の関わりは心身の不調や生活の変化に気づくことができる機会
でもあります。心身の不調等をきたしている人への周囲の人の声かけ
や地域の見守りが大切です。

(4) 職場・企業の役割

ストレスに対処するこころの健康づくりとともに、労働環境の改善
に対する取組が重要です。従業員の健康管理・健康づくりの増進は、
生産性の向上や創造性の向上等の効果も得られ、健康管理を経営的な
視点から考え、実践することが必要です。

(5) 関係機関・民間団体の役割

医療機関や福祉施設等の関係機関、弁護士会や司法書士会等関係団体は、相互の連携により取組を推進するとともに、それぞれの専門的な立場から、市民・学校・職場・地域における自殺対策につながる活動に積極的に参画する役割を担っています。

(6) 行政の役割

市民にとって身近な市においては、自殺対策行動計画を策定し、地域の現状や課題に沿った取組を進めていくことが必要です。広く市民へ正しい理解を広めることや困っている人への相談・支援体制の充実、こころの健康づくりや地域で活動する団体への支援等、自殺対策の調整・推進役としての役割があります。

2 計画の推進体制

草津市自殺対策推進会議の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、自殺対策に資する取組を実施します。

草津市自殺対策推進会議において、PDCAサイクルを通じて実施・達成状況の把握と評価を行います。

(1) 草津市自殺対策推進会議

自殺対策の施策の検討および推進を目的として、関係機関や市民で構成し、自殺対策にかかる情報共有および「第2次草津市自殺対策行動計画」に基づき総合的な対策の推進、検討および評価を行います。

●会議構成メンバー

一般社団法人草津栗東医師会、救急医療機関、滋賀県司法書士会、一般公募市民委員※、滋賀県自死遺族の会、滋賀いのちの電話、草津市まちづくり協議会連合会、社会福祉法人草津市社会福祉協議会、草津市民生委員児童委員協議会、草津商工会議所、ハローワーク草津、草津警察署、滋賀県南部健康福祉事務所

※3名の委員（他は各1名の委員）

（平成30年度 計画策定時）

◆第5章 推進に向けて◆

(2) 草津市自殺対策関係課会議

自殺対策に取り組む関係課が本市の自殺の実状について、情報を共有し、草津市自殺対策推進会議と相互に連携を図り、「第2次草津市自殺対策行動計画」に基づき、自殺者数減少に向けた施策の推進、検討および評価を行います。

●会議構成メンバー

男女共同参画課、人権政策課、人権センター、納税課、まちづくり協働課、生活安心課、商工観光労政課、健康福祉政策課、生活支援課、障害福祉課、地域保健課、長寿いきがい課、子ども家庭課、子育て相談センター、学校教育課、生涯学習課、少年センター

(平成30年度 計画策定時)

第2次草津市自殺対策行動計画
～自殺ゼロを目指して～

平成31年3月発行
発行：滋賀県 草津市 健康福祉部 健康増進課
〒525-8588
滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号
TEL 077-561-2323 FAX 077-561-2482

